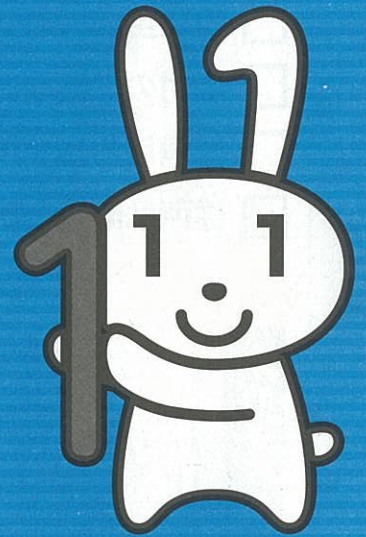


平成27年10月5日から あなたにも個人番号(マイナンバー)を お知らせします

- 個人番号は12桁
- 個人番号を記載した「通知カード」を
住民票の住所あてに
世帯ごとの封書で
簡易書留(転送不要)で お送りします。
- 10月5日以降に、順次届きます。11月末までに届かない場合は、
下記コールセンターへお問い合わせください。



目次

通知カード・・・・・・・・・・	2	事業者の皆様へ・・・・・・・・	4
個人番号カード・・・・・・・・	3	マイナンバー制度が始まると・・	5
セキュリティの取組み・・・・・	4	証明書のコンビニ交付・・・・・	6

お問合せ

世田谷区マイナンバー制度コールセンター

☎ **03-5713-7428**

日本語、英語、中国語、韓国語、
スペイン語、ポルトガル語

毎日 午前8時～午後9時(年末年始を除く) **FAX** 03-5710-0761

ホームページ

動画も見て
ください!

- 世田谷区ホームページ(マイナンバー制度)
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00135003.html>
- 政府広報オンライン(マイナンバー) ※「政府広報マイナンバー」で検索
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>
- 外国語のホームページ(国)(全25言語)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>



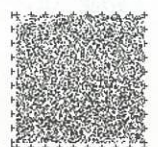
次の要件にあたる方で住民票を残して別の住所にお住まいの方は、
9月25日までに住民票のある区市町村へお申し出が必要です。

お問合せ先 住民記録・戸籍課 住民記録 電話03-5432-2236 FAX03-5486-7662

- 東日本大震災による被災者の方
- DV・ストーカー・児童虐待等の被害者の方
- 一人暮らしで、長期の入院・入所をしている方

申出期日を過ぎた場合も
ご相談ください。

視覚障がい者用
音声コード



通知カードがお手元に届いたら

✎ お手元に届いたら、下記の項目を必ず確認してください。

- ☒ 世帯全員の通知カードは入っていますか？
- ☒ 送付のご案内は入っていますか？
- ☒ 返信用封筒は入っていますか？
- ☒ 住所は間違いありませんか？

通知カードは、今後、各種手続きなどに必要となります。キリトリから切り離し、なくさないように保管してください。

通知カード 表

通知カード 裏

さらに

個人番号カードを希望する方は

キリトリの下は「個人番号カード交付申請書」になっています。

通知カード

個人番号 0123 4567 8901

氏名 番号 花子

住所 東京都世田谷区□□□1丁目1番1号

平成5年3月31日生 性別 女 世田谷区長 A123456789

● 法律で定められた者以外の方が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

● この通知カードを拾得された方は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

● 連絡先 個人番号カードコールセンター 03-5713-7428

● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は市町村に返納しなければなりません。

マイナンバー

個人番号カード交付申請書 世田谷区長 (地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子

氏名

住所 東京都世田谷区□□□1丁目1番1号

生年月日 平成5年3月31日 性別 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分

在留期間等 満了の有無 在留期間等 満了日

右欄の点字表記を希望する ☐ パンゴウ ハナコ

※最大11文字まで (漢字等は1文字)

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のもので、左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

10000019 01/01 3190110000019#

視覚障がい者用 音声コード

表面の内容に誤りがないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

顔写真貼付欄

サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

・最近6ヶ月以内に撮影

・正面、無帽、無背景のもの

・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には強制発行されません。

☐ 利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど様々なサービスを提供するためのものです。口を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が損壊されることとなります。

代理人記載欄

ふりがな 代理人氏名 (自署) 印 本人との関係

代理人住所 (電話番号)

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。

● 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

● 切り取った本通知は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

よくあるご質問

Q ○通知カードが届きません。
○書留の不在通知に連絡しませんでした。
どうしたらよいですか。

A 世田谷区マイナンバー制度コールセンター (電話03-5713-7428) までご連絡ください。

Q 通知カードをなくしてしまいました！

A 通知カードをなくした場合は、再交付ができます。区内10か所の出張所等の窓口で再交付申請をしてください。
再交付手数料=500円(予定)

個人番号カード

■ 個人番号カードイメージ



- 顔写真付きのICカードです。公的な身分証明書として利用できます。
- 有効期間 10年(20歳未満の方は5年) 外国人で在留期限のある方は在留期限まで
- ICチップに、電子証明書が記録されています。e-Taxなどの電子申請が行えます。
ICチップには、所得や健康の情報など、プライバシー性の高い個人情報記録されません。
- 初回の発行手数料は無料です。

平成27年10月～

申請書の送付

個人番号カード申請書に記入し、顔写真を貼り、返信用封筒で送付してください。

※写真はご本人様をご用意ください。

スマートフォンからも申請できます。

平成28年1月～

交付通知の送付

カードの交付準備が整ったら交付通知を送付します。

交付窓口

- 三軒茶屋キャロットタワー 2階
- 夜間・土曜日でも受付

詳細は交付通知でお知らせします。

個人番号カードの交付

交付窓口へご本人に來所いただき、個人番号カードを交付します。通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)を回収させていただきます。



カードの種類	通知カード	個人番号カード	住民基本台帳カード
材質	紙(ICチップなし)	プラスチック(ICチップあり)	
対象	住民票に記載された全ての人	申請者のみ	※平成28年1月以降は交付しません。
顔写真	なし	あり	※有効期限までは有効です。
電子証明書	なし	カード交付時に2種類の電子証明書を記録	※有効期限までは有効です。 ※平成28年1月以降、新たな電子証明書の記録はできません。必要な場合は、個人番号カードをご利用ください。
用途	個人番号確認	○	×
	本人確認	○	○ 写真付のカードのみ

マイナンバー制度の安全について

マイナンバー制度の情報セキュリティ～安心・安全な仕組みづくり～

個人情報の分散管理

なりすまし防止

システムへの接続制限

特定個人情報保護評価

アクセス記録の確認

国の第三者機関の新設

罰則の強化

区では、区民の皆様の大切な個人情報の保護を最優先に、マイナンバー制度導入に取り組んでいます。

国や区の情報の取り寄せは、「どの機関が、どの機関から、何の事務のために、どのような情報を取り寄せてよいか」が、番号法で細かく定められています。



ご本人に気をつけていただくこと

- 個人番号カード、通知カードは、なくさないように大切に管理してください。
- 個人番号の記載を求められたときは、何に使うのかをよく確認するようにしましょう。
- 個人番号カードや電子証明書の暗証番号は、他人に教えないようにしましょう。
- 万が一、個人番号カードをなくした場合は、ご本人様からコールセンター（24時間対応）へご連絡いただくことになります。（コールセンターの番号は今後世田谷区のホームページ等でご案内します）

事業者の皆様へ

- 平成27年10月から、法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。法人番号はどなたでも自由に利用できます。
- 事業者の皆様は、平成28年1月から、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などで、従業員などの個人番号を取り扱うことになります。

大切な個人情報である個人番号の利用・提供・保管制限や、特定個人情報の安全管理を適正に取り扱うため、事業者の皆様は、制度開始に向けて準備が必要となります。

事業者向けのご案内
ガイドライン等は
ホームページ

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/corp/>

「政府広報マイナンバー事業者」で検索

をご覧ください。

税務署からのお知らせ

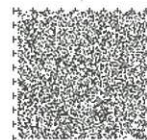
税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも、以下の時期から、個人番号・法人番号の記載が必要となります。

- 所得税及び復興特別所得税…平成28年分の申告書から
- 法人税…平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
- 法定調書…平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから
- 申請書・届出書…平成28年1月1日以降に提出するものから

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

➡「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」サイトをご覧ください。

視覚障がい者用
音声コード



マイナンバー制度が始まると

平成28年1月から(順次)

1 社会保障の申請書や、税の申告書などに個人番号をご記入いただきます。

年金、医療保険、介護保険、児童手当、子ども・子育て支援の手続き、障害のある方の手続き、生活保護、予防接種など

※税の申告は、平成29年1月から



2 個人番号カード、または通知カードと運転免許証や保険証などをご提示いただき、「番号確認」と「本人確認」をします。

個人番号カードを持っている場合

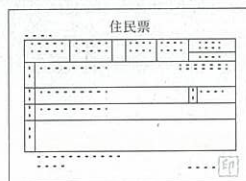
番号確認と本人確認が、カード1枚で可能です。



個人番号カードを持っていない場合

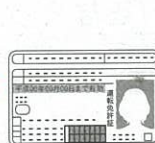
番号確認

通知カードまたは個人番号記載の住民票の写し



本人確認

運転免許証、パスポート、保険証など



官公署発行の写真付証明書 1点
運転免許証、パスポートなど

官公署発行の証明書(写真なし)など 2点以上
健康保険証、介護保険証、各種医療証など

3 区や国などが必要な情報を他の自治体等から電子情報で取り寄せ、給付の決定や、保険料の計算などを行います。

個人番号を利用することで国等への証明書等の添付が省略できるようになります。

※国は平成29年1月から、自治体間は平成29年7月から



⚠️ ご注意ください！

平成27年10月から(通知カードが届いて以降)

住民票の転入・転居届出の際は、

引越す方全員分の通知カードまたは個人番号カードを必ずお持ちください。

戸籍の届出により氏名等が変わったときも、カードを必ずお持ちください。

外国人の方へ

マイナンバー制度は住民票に記載された外国人の方も対象です。

制度開始後も、在留カード、特別永住者証明書は引き続き必要です。

通知カード、個人番号カードには住民票に記載されている氏名、通称が記載されます。

平成28年2月から/ コンビニ交付が始まります！

個人番号カードを使って
全国のセブンイレブン、ローソン、
ファミリーマート、サークルKサンクス等で
証明書が取れるようになります。



全国のコンビニで
取れます！



取得できる
証明書

住民票の写し

印鑑登録証明書

住民税課税・納税証明書

交付手数料

1通 200円(予定)

利用時間

毎日 午前6時30分～午後11時(年末年始、メンテナンス時を除く)

ご注意

コンビニでの証明書交付に利用できるのは個人番号カードのみです。
住民基本台帳カードは使えません。

👉 証明書を取得するには

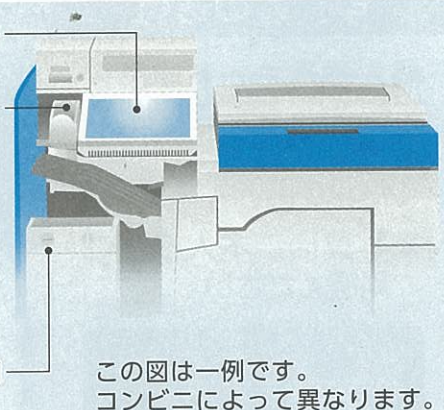
- ① マルチコピー機を使います。
タッチパネル画面のメインメニューから
行政サービス ➡ 証明書交付サービス を選択
- ② 個人番号カードを所定の位置にセット
- ③ 希望する証明書の種別を選択し、暗証番号を入力
- ④ 手数料を投入
- ⑤ 証明書がプリントされます。

① タッチパネル

② カードセット
位置

④ 入金口

この図は一例です。
コンビニによって異なります。



証明書自動交付機も引き続きご利用いただけます

- 使えるカード
印鑑登録証(銀色)、自動交付機カード、
住民基本台帳カード(利用登録済みのもの)
※個人番号カードでは利用できません。
- 取得できる証明書
住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税課税・納税証明書
- 交付手数料
1通250円
- 設置場所
出張所、総合支所、まちづくりセンター等

外国語版のご案内

このリーフレットの外国語版

English(英語)

中文(簡体字)(中国語(簡体字))

한국어(韓国語)

Español(スペイン語)

Português(ポルトガル語)

↓ は世田谷区ホームページから
ご覧ください。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00141131.html>